

奥羽大学不正防止計画推進委員会規程

（平成19年11月1日
制 定）

（目的）

第1条 奥羽大学(以下「本学」という。)における公的研究費取扱規程第7条に基づき、研究費不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、不正防止計画に必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長(統括管理責任者)
- (2) 学部長(コンプライアンス推進責任者)
- (3) 学事部長(コンプライアンス推進責任者)
- (4) 総務部長、財務部長
- (5) その他事務局長が指名する者

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

（業務）

第4条 委員会は、次の掲げる事項を扱う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 本学の関係者と協力し、不正を発生させる要因を把握し不正防止計画を策定すること。
- (3) 本学全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認すること。
- (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

（事務）

第5条 委員会に関する事務は、学事部において処理する。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。